太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定書（素案）

塩尻市長（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電設備設置事業について、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和４年塩尻市条例第１２号（以下「市条例」という。））第１１条の規定により協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、乙が塩尻市内において実施する太陽光発電設備設置事業について、適正な設置及び管理を推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（事業の実施）

第２条　乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類　太陽光発電設備設置事業
事業地　〇〇ほか〇〇筆
事業面積　〇〇平方メートル
事業規模　〇〇kW

（本協定の期間）

第３条　甲及び乙が本協定を解除することを別途書面にて合意する場合を除き、本協定の期間は、本協定締結の日から本事業の終了時までとする。

２　本事業の終了時とは、乙が太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備（以下「太陽光発電設備」という。）を適正に撤去及び処分し、事業区域跡地において緑化等の原状回復を完了した時点とする。

（当事者間の協力）

第４条　甲及び乙は、本事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、本事業が適正かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。

（法令等の遵守）

第５条　乙は、市条例その他の関連する法令（以下「法令等」という。）の規定を遵守しなければならない。

２　乙は、法令等に基づき甲が行う報告又は調査の求めに協力するとともに、甲が法令等に基づく助言、指導及び勧告を行った場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

３　乙は、本事業について、法令等違反の状態となった場合は、速やかに当該法令等違反

の状態の解消のために必要な措置を講じるものとする。

（住民説明等）

第６条　乙は、工事の実施等に係る地元調整等を自らの責任において適切に行うものとし、本事業の終了時までの間に、周辺住民その他の利害関係者等から本事業に関し説明や視察等の要望があった場合は、誠実に対応するものとする。

２　乙は、本事業により生じた生活環境上の影響及び災害の防止に関する措置について、市民等から苦情を受けたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

（情報の開示等）

第７条　乙は、条例の定めに従い、甲に対して本事業に関する報告及び調査を行うものとする。

２　前項に定めるもののほか、甲が合理的に必要と認めた場合には、甲は、乙に対し、本事業の計画、実績、財務状況その他本事業に関連する事項につき、報告資料の作成及び提出を求めることができる。

３　乙は、前２項の求めに対し拒否すべき合理的な理由のない限り、甲の請求に基づき、都度速やかに、資料を作成し、これを甲に提出するものとする。

（事故時の措置）

第８条　乙は、生活環境の保全及び災害の防止に重大な影響のある事故その他の緊急事態に対処するため、設備を整備し、その事業に従事する者を訓練し、及び対応手順を確立しなければならない。

２　乙は、太陽光太陽光発電設備について、重大な事故又は損傷等の事故が発生し、生活環境の保全及び災害の防止に重大な支障が生じたとき、又はそのおそれがあると認められるときは、ただちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとする。

３　前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙はこれに従うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第９条　乙は、本事業若しくはその持分の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は担保に供するときには、甲に対して事前に報告するとともに、本協定を当該第三者に承継させることを約するものとする。

（表明保証）

第 10 条　乙は、甲に対して、次の各号に掲げるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証するものとする。

（１）乙が日本の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であること。

（２）現在暴力団に該当せず、次に掲げるいずれにも該当せず、また、将来にわたって該当するおそれもないこと。

ア　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ　自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること。

エ　暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ　役員、出資者又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（守秘義務）

第 11 条　甲は、本協定に定める場合を除き、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、乙から開示された情報（乙及びそのグループ企業の財務情報等を含む。）を、本協定の履行の目的以外に使用し、及び第三者に提供してはならず、また公表、宣伝その他開示しないものとする。

（疑義等の処理）

第 12 条　甲及び乙は、本協定に関して疑義が生じたとき又は本協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、記名押印の上各自１通を所持する。

〇年〇月〇日

甲　　住　　所

氏　　名　　印

乙　　住　　所

事業者名

職 氏 名　　印